

協議第7号

各種事務事業の取扱い（港湾施設関係）

各種事務事業の取扱い（港湾施設関係）について提案する。

平成15年12月25日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 5 - 3 各種事務事業の取扱い（港湾施設関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-5-3	各種事務事業の取扱い(港湾施設関係)	所 管	建設水道専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 港湾施設関係	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
2. 関係団体(協議会等)	引き続き加入するものとする。
3. 石狩川左岸棧橋使用料	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
4. 港湾占用料等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 港湾施設関係 (第7回現況調書142～146ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
施 設	石狩港	該当なし	該当なし	関係事務を含め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

2. 関係団体 (協議会等) (第7回現況調書147ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関 係 団 体	北海道港湾協会	該当なし	該当なし	引き続き加入するものとする。

3. 石狩川左岸棧橋使用料 (第7回現況調書148ページ参照)

区 分	石 狩 市				厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
使 用 料	種 別	1 年	1月以上 1月につき	1月未満 1日につき	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
	動力を有する船1トンにつき	70円	20円	10円			
	動力を有しない船1トンにつき	70円	20円	7円			
	いそ舟及び連絡用の舟	100円	10円	6円			
	輸出入貨物1個につき	1円					
・使用期間が1月又は1日に満たないときは、それぞれ1月又は1日とみなす。							

4. 港湾占用料等 (第7回現況調査 149ページ参照)

区 分	石 狩 市				厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い		
占 用 料	占用物件				単位	期間	単価	該当なし 該当なし 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	
	公共空地の 占用	電柱その他の柱類			1本	1年	600円		
		鉄塔の類			1基	1年	1,200円		
		建造工作物の敷地			1㎡	1年	75円		
		その他の敷地(更地の占用を含む。)			1㎡	1年	45円		
		下埋設 管類等の 地	外径が0.2m未満のもの			1年	1年		25円
			外径が0.2m以上0.4m未満のもの			1年	1年		50円
			外径が0.4m以上1m未満のもの			1年	1年		125円
			外径が1m以上のもの			1年	1年		250円
	水域の 占用	さん橋、浮さん橋、けい船杭その他の建造工作物			1㎡	1年	75円		
		その他			1㎡	1年	45円		
		管 類 等	外径が0.2m未満のもの			1年	1年		25円
			外径が0.2m以上0.4m未満のもの			1年	1年		50円
			外径が0.4m以上1m未満のもの			1年	1年		125円
			外径が1m以上のもの			1年	1年		250円
<ul style="list-style-type: none"> ・電柱その他の柱類の設置による占用の場合は、H柱は2本分とし、支線及び支柱は1/2本分として占用料を算定する。 ・電柱その他の柱類の共架による占用の場合は、1/2本分として占用料を算定する。 ・占用の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算する。 ・占用の期間が1年未満であるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割を持って計算し、1月未満の端数があるときは、1月とみなして計算する。 ・算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 									
土砂採取料	区 分		単 位	単 価		該当なし 該当なし			
	砂		1㎡	133円90銭					
	その他の土砂		1㎡	103円					
	<ul style="list-style-type: none"> ・砂とは、直径0.5cm未満のものをいう。 ・1件が1㎡未満であるとき又は1件に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算する。 ・算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 								